平成２６年（フ）第５１８号
さいたま市大宮区上小町869番地13　サンハイツ上小102
債務者　牛山　寿士
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５３号
埼玉県久喜市桜田３丁目３番６―506
債務者　栗田　正道
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
埼玉県越谷市花田１丁目９番地３　アブニールⅠ106号、旧住所埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地20　小峰コーポ201
債務者　石原　純子（旧姓唐紙）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
埼玉県越谷市南町２丁目６番４号　レオパレス蒲生第７―109
債務者　芳賀　雅弘
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
埼玉県越谷市花田５丁目５番地11　フレグランスＭ・Ｆ201
債務者　小久保　亮
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
埼玉県所沢市大字荒幡854番地の８　エクシード下山口201、前住所埼玉県所沢市堀之内1697番地の６　サンヒルズ101
債務者　新井　智明
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０７号
埼玉県所沢市東所沢５丁目16番地の１　メゾン村上202
債務者　大井　惣介
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３５号
埼玉県川越市元町２丁目10番地54
債務者　杉山めぐみ
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５６号
埼玉県日高市横手１丁目28番地５
債務者　長沼　昭吾
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６６号
千葉県銚子市上野町208番地の３　フォローウインドＡ―101
債務者　吉田　広行
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
岐阜県土岐市下石町1648番地の10
債務者　磯村みわ子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１６号
盛岡市上厨川字竹中80番地２
債務者　女鹿　　博
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５１号
岩手県奥州市胆沢区若柳字化粧野137番地
債務者　千田　くみ
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４４号
新潟県新発田市本町１丁目10番２号　本町ハウジング201
債務者　早川　　司
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３２７号
京都市右京区嵯峨野芝野町２番地９
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
沖縄県那覇市識名１丁目11番11号　３階
債務者　西平　守盛
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４０号
茨城県日立市東成沢町３丁目３番６号
債務者　土田　與一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
水戸地方裁判所日立支部